

---

---

新たな需要を取り込む新技術・新製品開発支援事業  
(新製品開発)  
公募要領

---

---

〔新型コロナウイルス感染症予防のための新製品や、「新しい生活様式」  
に関連する新製品等に係る開発等経費を補助いたします。〕

## 1 目的

本支援事業は、中小企業等による、新型コロナウイルス感染症予防のための新製品や「新しい生活様式」に関連する新製品の開発等を支援することを目的としています。今般の新型コロナウイルス感染症流行に伴う市場の変化を的確に捉えた新製品の開発等を重点的に支援するものです。

## 2 対象者

石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者を対象といたします。

- (1) 中小企業者（※）（従業員数5名以下の中小企業者を含む）、個人事業主
- (2) 企業組合、協業組合
- (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- (5) 漁業協同組合
- (6) 水産加工業協同組合
- (7) 森林組合、森林組合連合会
- (8) 商工組合、商工組合連合会
- (9) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- (10) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (11) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (12) 鉱工業技術研究組合で、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (13) 有限責任事業組合で、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- (14) (1)～(13)に該当する者で構成するグループであって、グループ内の役割分担や責任体制等が明確、かつ、その内容について全構成員が同意していること等を踏まえ、(公財)石川県産業創出支援機構理事長が実施主体として適当と認めたもの

※ 中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- ・ 常時使用する従業員には、事業主・法人の役員・臨時の従業員を含みません。
- ・ 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。
- ・ 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外です。
  - ①発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ②発行済株式総数又は出資価格総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者（ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わない）

### 3 対象事業

本支援事業が対象とするのは、新型コロナウイルス感染症流行に伴う市場の変化（今後の第2波・第3波や新たな感染症の流行を念頭においた変化を含む）を的確に捉えて取り組む、以下のいずれかに該当する事業とします。

(1) 新型コロナウイルス等感染症予防のための製品に係る開発（試作・評価等を含む。以下同じ。）・改良及び販路開拓事業

(2) 新型コロナウイルス感染症流行に伴う新しい生活様式に関連する製品の開発・改良及び販路開拓事業

【事業例】非接触型検温機器、高機能・夏用マスク、伝統工芸コラボ・マスク、高機能フェースシールド、テレワーク用個室型ブース、飲食店向け宅配支援情報システム、オンライン教材等の開発・改良及び販路開拓事業（機能・価値において他社・従来品と差別化されていることが必要です）。

なお、次のいずれかに該当する事業については対象外となります。

(1) 原則として、今回の事業計画について、当機構及び他の公的機関等から重複して資金交付を受けている事業（当機構及び他の公的機関等から資金交付を受けている場合には、事前にご相談ください）。

(2) 社内での製造技術向上や生産工程の改善、オンライン販売・商談環境の整備、店舗改装など、製品の開発・改良を伴わない事業。また、製品化後の販路開拓を念頭に置いていない事業。

(3) 交付決定日（2020年9月中旬予定）時点で既に開発・改良済みの製品に係る販路開拓のみを目的とした事業（市場分析等を踏まえ、当該製品に更なる改良を加え販売する場合を除く）。

(注) 本年度の「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」に申請済みの事業について、本支援事業の要件にも合致する場合には、重複して申請することを可能としますので、事前にご相談ください。

### 4 補助内容

事業実施期間・補助限度額及び補助率は次のとおりとします。

事業実施期間	補助限度額	補助率
2020年4月1日から 2022年2月末日まで (年度跨ぎ可能) (※)	2,000千円 (下限額500千円)	補助対象経費の 4/5以内

※ 交付決定日は2020年9月中旬を予定していますが、事業実施期間は本年4月1日まで遡り、補助の対象とします（本年4月1日より前に発注・契約したものは対象外となります）。

※ 交付決定までに開発・改良が終了しているものに係る経費は補助の対象になりません。

※ 申請事業は年度跨ぎ可能としますが、補助対象となる期間は（財源を拠出している国への報告の関係上）、本年度：2020年4月1日～2021年2月末日、来年度：2021年4月1日～2022年2月末日となり、各年度共に3月分は対象外となります。

## 5 対象経費

補助対象として認められる経費は、以下のとおりです。なお、消費税及び地方消費税については補助対象外であり、また、銀行振込手数料については補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。ご不明な点がございましたら、事前にご確認ください。

区分	経費内訳	内 容
謝金	委員謝金	委員を委嘱し、会議等に参加した場合に謝礼として支払われる経費
	専門家謝金	専門的知識を有する専門家から指導・助言等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
旅費	職員旅費	会議の出席又は開発・改良、販路開拓の活動等を行うための旅費として、補助対象事業者の職員等に支払われる経費
	委員旅費	委員会の出席等のための旅費として、委嘱した委員に支払われる経費
	専門家旅費	会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家（講師を派遣した場合も含む。）に支払われる経費
事業費	会場借料	会議や展示会事業等を行う場合に会場費として支払われる経費
	会場整備費	展示会事業等を行う場合に会場の装飾等を行うために支払われる経費
	印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
	資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
	通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
	調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
	パンフレット等作成費	展示会事業等を行う場合に内容を周知させるために配布するパンフレット・ポスター等を作成するために支払われる経費
	広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
	通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
	雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
	保険料	展示会事業等を行う場合に展示品の発送等に掛かる保険料として支払われる経費
	借損料	展示会事業等を行う場合に必要な事務機器等のレンタル料・リース料として支払われる経費
	知的財産権取得費	事業遂行に必要な知的財産権を取得するための経費
	コンサルタント費	展示会事業等を行うためにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査等を委託する場合に支払われる経費（試作・開発費に係る部分を除く。）	
試作・開発費	原材料費	試作品の開発や実験等に必要なる材料を購入するために支払われる経費
	機械装置又は工具器具購入費（※）	試作品の開発や実験等に必要なる機械装置等を購入するために支払われる経費
	備品費（※）	試作品の開発や実験等に必要なる備品を購入するために支払われる経費
	借損料	試作品の開発や実験等に必要なる機械装置・事務機器等のレンタル料・リース料として支払われる経費

製造・改良・加工料	試作品の開発や実験等に必要な設備の製造・改良・加工を行うために支払われる経費
デザイン料	試作品の開発に必要なデザインを行うために支払われる経費
実験費	試作品の開発に必要な実験・分析を行うために支払われる経費
設計費	試作品の開発に必要な設計を行うために支払われる経費
外注加工費	試作品の開発や実験等を行うために必要な加工等を外注する場合に支払われる経費
コンサルタント費	試作品の開発を行うためにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	試作品の開発等を委託する場合に支払われる経費

※ 機械装置・工具器具及び備品については、汎用性があり、本支援事業以外にも使用できる可能性が高いもの（パソコン等）は対象外とし、リースやレンタル等（借損料）での対応が原則となります。

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

次表の書類を、持参又は郵送にて提出して下さい。FAX・Eメールでの提出は不可といたします。

提出書類	提出部数	留意事項
①事業計画書	7部 ----- 正本1部 (カラー片面印刷) ----- 副本6部 (カラー両面印刷) -----	所定の事業計画書を提出すること。様式は下記URLから該当ページにアクセスしてダウンロード可能です。 【URL】 <a href="https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/covid-19.html">https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/covid-19.html</a>
②過去2年間の決算書(個人事業主の場合は確定申告書)	1部	決算書の場合は、「①貸借対照表」「②損益計算書」「③株主資本等変動計算書」「④別表二 同族会社の判定に関する明細書」の4点を提出すること(個別明細書等の附属書類の提出は不要)。 確定申告書の場合は、「申告書A及び収支内訳書」又は「申告書B及び収支内訳書」を提出すること。

### (2) 提出期限

2020年7月31日(金) 15時(必着)

※ 応募期限後、8月に審査を行い、9月中旬頃に審査結果を書面にてお知らせする予定です。

## 7 審査

### (1) 審査方法

- ・ 事業計画書は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- ・ 審査にあたっては、事業計画書の記載内容に関して事前にヒアリングさせて頂くことがあります。
- ・ 審査方法は、審査基準に基づき採点評価を行い、点数上位者から採択を決定するものとします。
- ・ 審査委員会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

## (2) 審査基準

次表の観点から審査を実施いたします。

審査基準	内 容
①市場性	<ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルス感染症流行に伴う市場の変化（今後の第2波・第3波や新たな感染症の流行を念頭においた変化を含む）を的確に捉えているか。</li><li>申請製品に対する想定顧客が明確であり、具体的なニーズがあるか。</li><li>販売ターゲット市場が明確であり、将来的に成長・発展が見込めるか。</li><li>販売ターゲット市場に対する効果的な販売戦略を計画しているか。</li></ul>
②新規性・独自性・優位性	<ul style="list-style-type: none"><li>申請製品は、類似品と差別化できる新規性や独自性・優位性を有しているか。</li><li>申請製品の販路開拓に関し、従来にない独創的な取組等が計画されているか。</li></ul>
③事業内容の明確性	<ul style="list-style-type: none"><li>事業の背景・経緯が明確かつ妥当であり、目的を具体的に明示しているか。</li><li>申請製品の開発・改良及び販路開拓に関し、課題が明確に整理され、課題への対応策や妥当な開発・改良計画、販路開拓計画が組み立てられているか。</li></ul>
④実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>事業遂行のため適切な組織・人員体制がとられ、設備・店舗等に支障がないか。</li><li>申請製品の開発・改良及び販路開拓について、必要な経営資源・ノウハウ等を有しているか。また、不足する経営資源等について、外部資源等を活用するなど適切な方策がとられているか。</li></ul>
⑤地域経済への波及効果	<ul style="list-style-type: none"><li>他の県内企業への経済波及効果や地域活性化に寄与することが期待されるか。</li><li>他の県内企業や全国の中小企業にとってモデル事例となりうる取組であるか。</li></ul>
⑥財務・資金の健全性	<ul style="list-style-type: none"><li>財務状態が健全であるか。</li><li>申請製品の開発・改良及び販路開拓に係る収支計画は妥当であるか。</li><li>事業を遂行するにあたり、適切な資金計画が立てられているか。</li></ul>

## (3) 採択件数 25件程度（予定）

## (4) 通知等

審査結果は、9月中旬を目途に、当機構から書面で通知いたします。採択となった方には、別途、交付に係る手続を行っていただきます。なお、採択された場合でも、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

## (5) 採択された場合の留意事項

採択に係る式典等への出席や事業概要のプレゼン等をお願いすることがあります。また、企業名・住所・電話番号・代表者名・事業名・事業期間・助成金額を公表する場合があります。

## 8 補助金の交付

採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出いただき、予算額を確認した上、交付決定となります。その後、当該年度末に実績報告書を提出いただき（必要に応じ実地検査を実施の上）、原則として精算払となります。なお、年度を跨ぎ複数年度の事業を行う場合、年度ごとに交付申請・実績報告に係る手続が必要となります。

## 9 その他の留意事項

- ・ 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ・ 補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は、補助対象外となります。
- ・ 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等に当たっては、事前に当機構の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部を当機構に納付しなければならない場合があります。
- ・ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 補助事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、当機構が実地検査に入ることがあります。
- ・ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ・ 補助事業終了後5年間は、補助事業に関する進捗状況の報告（事業化状況報告）が必要となります。